(下線部分は,改正部分)

改正案				現行					
別	別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
] 1	1 総務関係 (表省略)			1 総務関係 (表省略)					
2	2 民生関係			2 民生関係					
番	事務	名称	金額	番	事務	Ç J	名	3称	金額
号				号					
1~	,	(省略)		1~			(省略	.)	
5				5					
<u>6</u>	行政手続における特定	通知カードの再交付手数	1枚につき 500						
	の個人を識別するため	<u>料</u>	<u> </u>						
	の番号の利用等に関す								
	る法律(平成25年法律								
	第27号) 第7条第1項に								
	規定する通知カードの								
	再交付(通知カードの								
	追記欄の余白がなくな								
	ったときその他の再交								
	付がやむを得ないもの								
	として市長が認める場								
	合を除く。)								
<u>7</u> ~	<u>7</u> ~ (省略)			<u>6</u> ∼	(省略)				
<u>25</u>	<u>25</u>			<u>24</u>					
				3 建設関係~5 その他共通関係 (表省略)					

(下線部分は,改正部分)

改正案				現行					
別才	別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
1	1 総務関係 (表省略)			1 総務関係 (表省略)					
2	民生関係			2	民生関係				
番	事務	名称	金額	番	事務	名称	金額		
号				号					
$\ _{1}$		(省略)		$ _{1}\sim$		(省略)			
3				3		1			
				4	住民基本台帳法第30条	住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500	
					の44第1項又は第11項	手数料又は再交付手数料	<u>円</u>		
					の規定に基づく住民基				
					本台帳カードの交付又				
					は再交付				
<u>4·5</u>		(省略)		<u>5•6</u>		(省略)	1		
<u>6</u>	行政手続における特定	個人番号カードの再交付手	1枚につき 800						
	の個人を識別するため	<u>数料</u>	<u>円</u>						
	の番号の利用等に関す								
	る法律第2条第7項に規								
	定する個人番号カード								
	の再交付(個人番号カ								
	ードの追記欄の余白が								
	<u>なくなったときその他</u>								
	の再交付がやむを得な								

	改正案	現行			
	いものとして市長が認				
	める場合を除く。)				
7~	(省略)	$ _{7}\sim$	(省略)		
25		25			
	3 建設関係~5 その他共通関係 (表省略)	3	建設関係~5 その他共通関係 (表省略)		

各カードの概要

	通知カード	個人番号カード	住民基本台帳カード		
カードのイメージ	満知カート 無人番を 1234 5678 9012 氏名 著号花子 住所 ○○原園園市△△町◇丁目○番地 ▽▽号 平成 5年 3月31日生 作別 女 □□中兵 発行 平成が第10月33日 1234567890	8.6 番号 花子 10 日本 (1)	住民基本台帳カード		
	■ この時間で「何」か何間をよりでだからこれできた ■ 自かなからないがらからは、自かでは、することは、 まかでもないでは、大名を知るがらんられる。 ■ この。 「日本」では、大名を知るがらんられる。 ■ この。 「日本」では、大名を知るがられる。 ■ この。 「日本」では、大名をは、対象には、 「日本」では、「日本」は、「日本	● COD-FERMANDAL APROPER YERRAND CORN (他ない (福祉) (北京中 F5-6429- 他ない 日 - DED (日本教育) (福祉) (福祉) (福祉) (福祉) (福祉) (福祉) (福祉) (福祉	住民基本合帳カード		
交付対象	住民登録者	申請者	申請者		
交付時期	平成27年10月以降	平成28年1月以降	平成27年12月まで		
有効期間	無し	10回目の誕生日まで (20歳未満について は5回目の誕生日まで)	10年間		
用途	・税, 社会保障関係の 申請時など	・税,社会保障関係の申請時など・身分証明書・マイナポータル,電子申告など	・身分証明書・電子申告など		
交付手数料 (1枚)	無料	無料	500円		
電子証明書		無料	500円		
合計		無料	1,000円		
再交付手数料 (1枚)	500円	800円	500円		
電子証明書		200円	500円		
合計		1,000円	1,000円		

[※] 電子証明の手数料は、総務大臣の指定する指定認証機関(地方公共団体情報システム機構)が定め、その徴収は市が行い、指定認証機関に納付する。

通知カード及び個人番号カードの交付の概要

